

(仮称) 小金井市第7次男女共同参画行動計画 (素案) <概要版>

● 小金井市男女平等推進審議会より

小金井市男女平等推進審議会では、現行の「第6次男女共同参画行動計画」の計画期間終了を前に、その見直しを行い、男女共同参画施策のさらなる推進による男女共同参画社会の実現を目指すため、令和6年8月に市長から、(仮称)第7次男女共同参画行動計画(案)について諮問を受けました。

このたび、市民意識調査・小中学生アンケートの結果や、小金井市男女平等推進審議会からの提言書等を踏まえ、8か月にわたる審議を経て、「(仮称)小金井市第7次男女共同参画行動計画(素案)」を取りまとめました。

この素案について、令和7年12月12日(金)から令和8年1月13日(火)まで、パブリックコメントを実施します。ぜひ計画(素案)をご覧ください、ご意見をお寄せください。詳しくは、募集要項、市報12月1日号、または市ホームページをご覧ください。

● 計画策定の趣旨

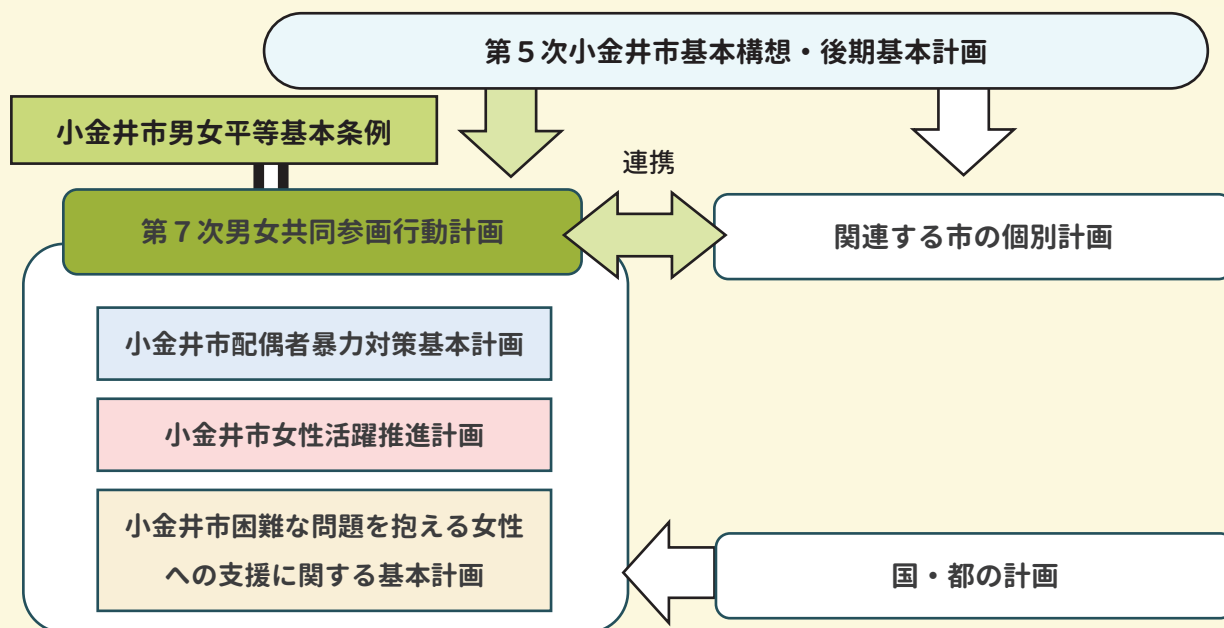
小金井市(以下「本市」という。)においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年(1996年)に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年(2003年)に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年(1984年)に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした取組により市民の男女共同参画社会実現への意識は向上しつつある一方で、依然として固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っており、賃金格差、雇用形態の違い、男性の育児・介護への参加の遅れなど、解決すべき課題は少なくありません。さらに、配偶者等からの暴力(DV)・困難を抱える女性への支援、多様性の理解促進、政策・方針決定過程への女性の参画率向上なども今後の重要な課題となります。

こうした現状を踏まえ、本市では、第6次男女共同参画行動計画期間中に施行・改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「(仮称)小金井市第7次男女共同参画行動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。



● 計画策定の位置付けと性格



● 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

● 基本理念

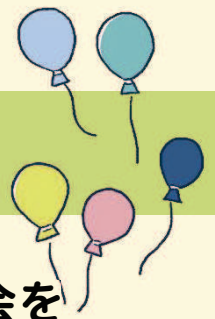
人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

個人も、家庭も、地域社会も、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

基本目標と施策の目標



●基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

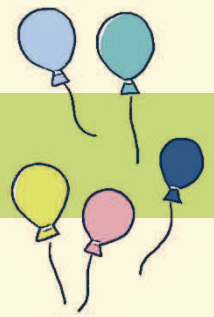
人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、ジェンダー平等意識の醸成を図り、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、**一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援**を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

さらに、「小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で**困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）**等が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

主要課題		施策の方向
対策基本計画 配偶者暴力 に関する基本計画 困難な問題を抱える女性への支援に	1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	(1) 人権・男女平等の意識改革の推進 (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重 (3) 多様性への理解の推進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 教育における男女平等教育の推進 (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり (2) 被害者支援の推進 (3) 相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策	(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり (2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 各家庭の状況等に応じた支援 (2) 自立した生活への支援

基本目標と施策の目標



●基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野にバランスよく参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

	主要課題	施策の方向
女性活躍推進計画	1 家庭における男女共同参画の推進	(1) 育児支援体制の整備 (2) 男性の家庭・地域活動への参画促進 (3) 介護等への支援体制の整備
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり (2) 働く場における男女平等の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1) 女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

●基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となることから、**市民参加と協働のもとに男女共同参画を推進**します。

また、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き、小金井市特定事業主行動計画に基づき、**庁内職員の男女共同参画及び働きやすい環境づくりを推進**します。

主要課題	施策の方向
1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1) 市民参加・協働による事業展開
3 推進体制の充実・強化	(1) 庁内の男女平等の推進 (2) 計画の推進体制の強化